

所得控除

区 分	控 除 額		
雑損控除	次のいずれか多い金額 (1) (損失金額－保険等による補てん額)－(総所得金額等×1/10) (2) (災害関連支出金額－保険等による補てん額)－5万円		
医療費控除	(支払った医療費－保険等による補てん額)－{(総所得金額等×5/100)又は10万円のいずれか低い額}(200万円を限度とする。)		
社会保険料控除	支払った額		
小規模企業共済等掛金控除	支払った額		
生命保険料控除	生命保険料及び個人年金保険料ともに最高35,000円		
損害保険料控除	短期損害保険料及び長期損害保険料合わせて最高10,000円 ※平成20年度分から地震保険料控除に改められます。		
寄附金控除	(寄附金の合計額又は所得金額×25%のいずれか低い額)－10万円		
障害者控除	(1) 特別障害者	30万円	
	(2) 上記以外の障害者	26万円	
寡婦控除	(1) 合計所得金額が500万円以下で扶養親族である子がある場合	30万円	
	(2) 上記以外	26万円	
寡夫控除	26万円		
勤労学生控除	26万円		
配偶者控除	(a) 同居特別障害者である控除対象配偶者	(1) 老人控除対象配偶者	61万円
		(2) 上記以外の控除対象配偶者	56万円
	(b) 上記以外の控除対象配偶者	(1) 老人控除対象配偶者	38万円
		(2) 上記以外の控除対象配偶者	33万円
配偶者特別控除	控除対象配偶者以外の配偶者につき、最高33万円		
扶養控除	(a) 同居特別障害者である扶養家族	(1) 特定扶養親族	68万円
		(2) 同居老親等の扶養親族	68万円
		(3) 同居老親等以外の老人扶養親族	61万円
		(4) 上記以外の扶養親族	56万円
	(b) 上記以外の扶養親族	(1) 特定扶養親族	45万円
		(2) 同居老親等の扶養親族	45万円
		(3) 老人扶養親族	38万円
		(4) 上記以外の扶養親族	33万円
基礎控除	33万円		